

水泳クラブおやしお 規約

2024.04

1. 名称：この会は「水泳クラブおやしお」（以下本会）と称する。
2. 組織：本会は新日本スポーツ連盟に加盟する。
品川区に在住の会員から代表者を選任する。代表者は本会を社会教育団体として品川区に登録申請する。また品川区の施設に申請する各手続きに記名捺印する。
3. 所在地：本会の所在地は代表者の住所とする。
4. 目的：
 - (1) 水泳を楽しみ、カナヅチをなくすと共に各種泳法の習得をはかり、泳力の向上を目指す。
 - (2) 水泳を通じて、健康、体力の増進をはかる。
 - (3) 仲間を大切に互いに学びあい友好を深める。
 - (4) 他の団体と協力して、水泳環境の改善をはかり広くスポーツの普及発展に努める。
5. 資格：勤労者であってこの規約を認める人は誰でも入会できる。但し18歳以上であれば働いていなくてもよい。
6. 活動：
 - (1) 定期的に練習会をもつ。
 - (2) 会員の要求に基づいて活動する（プール貸切、合宿、ハイキング交流会等）。
 - (3) 会員は自己の健康管理に責任をもつ。
 - (4) 本会はスポーツ保険に加入する。
 - (5) 地域に根づいた文化的かつ信頼される行事等を行ってゆく。
7. 運営：本会は会員各人が主人公であり、一人一人の要求に基づき総会で決定された方針に添って、総会で選出された運営委員会により活動する。
(総会の意義)
 - (1) 総会は最高の議決機関であり方針を決定し会長、副会長及び運営委員を選出する。
 - (2) 定期総会は年1回4月末までに開き、会員の3分の1以上の出席で成立する。
 - (3) 定期総会における議案の決定は出席者の過半数の賛成による。
 - (4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の4分の1以上の要請によって開かれる。
(運営委員会の意義)
 - (1) 運営委員会は総会の委嘱を受け総会を実行する執行機関である。
 - (2) 運営委員会には会長、副会長、事務局及び各種専門部（練習部、機関紙部、交流部等）を担当する運営委員をおく。
 - (3) 会長は本会を代表し、総会、運営委員会を招集する。副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
 - (4) 運営委員は運営委員会への出席と役員（事務局及び各種専門部の長）の分担を義務とし、これを果たせなくなった場合は運営委員会の承認を経て交代する。
(役員（会長、副会長を含む）の選出)
 - (1) 各役員の任期は1年間とする。
 - (2) 選出は立候補によるものとし、立候補者が複数の場合は選挙を行い、総会にて決議する。
 - (3) 立候補者の該当が無い場合は、運営委員からの推薦により選出する。
 - (4) 期中に役員を継続できなくなった場合は、運営委員会の承認を経て交代する。
(予算管理と決裁)
 - (1) 年度の全体予算は総会で承認する。

- (2) 各部予算については総会もしくは運営委員会で承認する。
- (3) 各部予算の実行については部長が決裁して運営委員会で報告する。
- (4) イベント（合宿等）については、別途実行委員会に責任者をおき、運営委員会に収支報告する。

8. 財 政：本会の財政は会費、入会金、その他によって賄う。但し、会費は新日本スポーツ連盟分担金を含む。

- (1) 会費の額は月額 2000 円、入会金の額は 1500 円とする。変更する場合は総会によって決定する。会費は 6ヶ月前納とし、途中退会した場合は退会した翌月からの会費を返金する。また途中休会した場合は申し出た翌月からの会費を減額する。
- (2) 本会に夫婦・家族で入会している場合、一方の正会員 1 名につき、もう 1 名の会費は半額とする。
- (3) 決算は年 1 回とし収支報告は定期総会で行う。
- (4) 入会金および会費の徴収は原則としてゆうちょ銀行の自動引落しで行うものとする。本会のゆうちょ銀行の口座名義は「水泳クラブおやしお」とし、通帳の住所は事務局長又は会計担当者の住所とする。
ゆうちょ銀行口座の開設が困難な会員については、別途徴収方法を考慮するものとする。
(入会者は早急に自動払込み手続きをする)

9. 監 査：本会に会計監査を設ける。

10. 休 会：本人の申し出によりやむを得ない理由で 3ヶ月以上練習会、行事等に参加できない場合については会長の承認により休会することができる。

この場合、会費は月額 500 円とする。夫婦・家族会員で休会の場合 1 名は 250 円となるが 2 名とも休会の場合は 2 名とも 500 円となる。6ヶ月ごとに郵便局の自動引落しとする。

11. 退 会：

- (1) 個人の意思で退会できる。但し、会長又は副会長に連絡をし確認した場合に限る。
- (2) 4ヶ月会費未納の場合は運営委員会で事情を調査し、退会を運営委員会で決定する。その場合、会費は退会月までの分を納入する。

[附則]

- (1) 本規約は 1993 年 4 月 4 日より施行する。
- (2) 規約の改正は総会でのみ決定する。

[注記]

自動払込利用申込書の記入方法

- (1) 自分の通帳番号を記入してください。
- (2) 自分の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- (3) 印鑑欄には通帳で使用しているものを捺印してください。
- (4) 払込先口座番号 東京 00190-4-560504
- (5) 払込先加入者名 水泳クラブおやしお
- (6) 払込開始月は入会した翌月からにして下さい。
- (7) 払込日は 15 日です。再払込日は 28 日です。
- (8) 払込金の種別は会費の 33 にマルして下さい。

改訂履歴

2014.04 改訂

2016.04 改訂

2019.04 改訂

2024.04 改訂